

令和6年度行政監査実施計画

1 監査目的

公正で能率的な行政の確保に対する県民の期待に応えるため、地方自治法第199条第2項の規定に基づき、県が行っている事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか、などの観点から行政監査を行う。

2 監査テーマ

プロポーザル方式による契約事務は適切に行われているか。

3 テーマ選定理由

普通地方公共団体の契約においては、経済性、公平性の観点から、競争参加者を広く募り、予定価格の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする、一般競争入札が原則となっている。

一方で、プロポーザル方式は、競争入札によることが適さない業務であって、価格だけではなく、当該業務を履行する上での企画力、技術力、遂行能力等も踏まえて契約の相手方（以下「事業者」という。）を選定する必要がある業務が対象となり、山梨県においても、プロポーザル方式による契約は近年増加している状況である。

この方式は、例外的な契約方法である随意契約の一手法として行われるべきものであり、適切な運用が求められる。

このため、プロポーザル方式による契約の状況などを検証することで、今後の適切な契約事務に資することを目的とする。

4 監査着眼点

- (1) プロポーザル方式による契約とした理由は適切か。
- (2) 募集及び周知等は適切に行われているか。
- (3) 事業者の選定は適切に行われているか。
- (4) 企画提案書及び契約書のとおり業務が行われているか。

5 監査対象

(1) 対象事務

令和5年度に行われたプロポーザル方式による契約事務(公共工事に係る事務を除く)

(2) 対象機関

令和5年度にプロポーザル方式による契約を行った機関

6 監査実施方法及び実施体制

監査対象機関に対し調書の提出を求め、事務局職員が書面調査及び必要に応じて関係職員から聴取を行う予備監査を実施する。監査委員は予備監査の結果に基づき、原則として書面による監査を行う。

7 監査実施時期

| | | | |
|--------------|-----|---|----|
| ①監査 | 4月 | ～ | 1月 |
| ②監査結果集計 | 12月 | ～ | 1月 |
| ③監査報告書作成 | 1月 | ～ | 2月 |
| ④監査結果の報告及び公表 | 2月 | ～ | 3月 |

8 監査結果の取扱い

監査による確認の結果について分析・検討を行い、課題等を整理した後、監査結果として公表する。監査対象機関に対しては文書で通知するとともに、必要に応じて監査結果に対する措置状況の回答を求め、その回答内容についても公表する。

また、監査結果は関係する機関等へ通知し今後の適切な事務処理を要請する。